

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 嵯峨 耆 朗

- 1 日時
平成25年9月3日（火曜日）
午前10時2分開会、午前11時38分散会
（うち休憩 午前10時3分～午前10時5分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
嵯峨耆朗委員長、小野共副委員長、佐々木朋和委員、柳村岩見委員、高橋孝眞委員、
及川幸子委員、佐々木順一委員、小野寺好委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
清川担当書記、今担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
佐藤県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、蓮見道路都市担当技監、
及川河川港湾担当技監、佐藤県土整備企画室企画課長、
金田建設技術振興課総括課長、桐野建設技術振興課技術企画指導課長、
加藤道路建設課総括課長、細川道路環境課総括課長、八重樫河川課総括課長、
志田河川課河川開発課長、加藤砂防災課総括課長、横山都市計画課総括課長、
田村都市計画課まちづくり課長、伊藤下水環境課総括課長、
澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長、
藤本港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 請願陳情の審査（県土整備部関係）
受理番号第73号 早池峰国定公園計画を改訂することについて請願
 - (2) 継続調査（県土整備部関係）
「土砂災害対策の現状と課題について」及び「河川の堆積土砂による影響と対策に
ついて」
 - (3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○**嵯峨耆朗委員長** ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第73号早池峰国定公園計画を改訂することについて請願を議題といたします。

なお、本請願につきまして、当委員会付託部分は、請願項目のうち2でありますので御了承願います。

なお、本請願については、請願者から撤回をしたい旨の意向が示されたとのことでありますので、継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**嵯峨耆朗委員長** 再開いたします。

本請願については、請願者から撤回をしたい旨の意向が示されたとのことでありますので、継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって請願陳情の審査を終わります。

今後の予定としましては、9月定例会初日の9月27日に、撤回の申し出を諮る予定になっております。

次に、土砂災害対策の現状と課題について及び河川の堆積土砂による影響と対策について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○**加藤砂防災害課総括課長** それでは、本県における土砂災害対策の現状と課題について、御説明申し上げます。お手元にお配りしております資料に沿って御説明いたします。

資料の1ページ下段をごらん願います。まず、現状でございます。県内には、記載のとおり、1万4,000カ所を超える土砂災害危険箇所があります。危険箇所は、想定される土砂災害の形態によりまして、土石流危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の3つに分類されまして、その箇所数の内訳は表の数値のとおりでございます。このうち対策事業導入の基準としている人家5戸以上の箇所は、表下段数値のとおり4,200カ所弱ございまして、全体の3割ほどになっております。3分類される土砂災害危険箇所につきまし

て、どのような箇所か、あるいは対策工の例を参考までに記載しております。それぞれの対策施設の整備率は下の表に示すとおりでございます。施設全体では11.5%と、まだまだ多大な費用と時間を必要とする状況にあります。

次に、2ページをごらん願います。対策の状況を御説明いたします。まず、ハード対策、すなわち施設整備につきましては、人家5戸以上、災害時要援護者関連施設、避難所や避難路、学校、病院等の公共施設等がある箇所、さらには被災履歴がある箇所等を優先して取り組んでいるところでございます。

また、ソフト対策につきましては、土砂災害警戒区域等の指定による危険箇所の住民への周知、土砂災害警戒情報の提供、さらに市町村ハザードマップの作成支援など、記載のような対策に取り組んでいるところでございます。

続きまして、予算措置状況でございます。過去10年間の砂防関係予算の推移を示しております。ここ数年は20億円前後で推移しておりますが、10年前の平成16年度の予算規模に比べますと36%減となっており、3分の2ほどの予算規模になっている状況でございます。

3ページをごらん願います。先ほどお話ししましたハード対策やソフト対策の、具体的な復旧状況について御説明いたします。まず、ハード対策の県事業についてでございます。①の砂防事業ですが、これは土石流対策を中心とした事業であり、今年度は釜石市や岩手町など全18地区で実施しております。右側写真の一番上が、平成24年度に完成した宮古市の砂防堰堤の施工事例でございます。②の地すべり対策事業ですが、本年度は八幡平市の1地区で実施しております。中段の写真が、実施している八幡平アスピーテラインの写真でございます。地すべりの原因となっている地下水を集める井戸を設置するものでございます。③の急傾斜地崩壊対策事業ですが、今年度は岩泉町や一戸町など全19地区で実施しております。一番下の写真が、平成24年度に完成した、陸前高田市の擁壁工の施工事例でございます。

続きまして、ハード対策の直轄事業についてでございます。大きく2地区で事業を進めておりまして、まず①の八幡平山系直轄火山砂防事業ですが、平成10年に岩手山の火山性微動が観測されて以降、岩手山周辺の40溪流について対策を講じていくことにしており、このうち15溪流について、直轄事業として取り組んでいただいております。

小さくて恐縮でございますが、右側の図面が岩手山周辺の対策を講じる箇所を示しております。図面中央の岩手山山頂部を中心に、橙色といますか茶色が直轄事業で、黄色が県砂防事業、そのほかの緑、紺、桃色が、治山事業として実施する溪流となっております。また、八幡平山系エリアでは、秋田駒ヶ岳におきましても砂防堰堤の整備を進めていただいております。②の栗駒山系直轄特定緊急砂防事業ですが、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震による災害を受けまして、一関市の磐井川上流域において、河道つけかえや砂防堰堤の新設等々に取り組んでいただいております。発災から5年を経過しました今年度に、工事はおおむね完了するというところで聞いております。

4ページをごらん願います。ソフト対策の取り組み状況でございます。まず、土砂災害

警戒区域等の指定ですが、これは平成13年に制定された土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害発生のおそれのある区域を指定して、住民への注意喚起を図るものでございます。区域指定は、土砂災害警戒区域 ― 通称黄色エリア、イエローゾーンと呼んでおりますし、土砂災害特別警戒区域 ― 通称赤いエリア、レッドゾーン、これはイエローゾーンよりも危険度が高い区域ということで、この2区域を指定しています。指定に伴う制約あるいはその効果につきましては、イメージ画のとおりでございまして、土砂災害警戒区域では警戒避難体制が整備されます。そして、土砂災害特別警戒区域にはさらに、宅地分譲などの特定開発行為の制限、建築物の構造規制や移転勧告を行います。区域指定では、被災履歴や公共施設等のある危険箇所を優先的に進めておりまして、現時点での指定率は19%という状況でございます。下段の2つの絵は、ただいま御説明した警戒区域と特別警戒区域のイメージ画でございます。

5 ページをごらん願います。土砂災害警戒情報についてでございます。これは、盛岡地方気象台と共同で発表しているものであり、平成19年から県内市町村や一般の方々に情報を提供しているもので、警戒や避難の参考にいただいているものです。平成24年度は10回、延べ40市町村に発表したところですが、お手元の数値がちょっと間違っておりまして、申しわけございませんが、訂正いただきたいと思います。10回、延べ40市町村でございます。今年度はこれまでに既に9回、延べ51市町村に発表したところでございます。情報は、資料に添付しているような内容でございまして、一番右側の図のような、土砂災害発生の危険度が高まっている地域をより限定的に知らせる、土砂災害警戒判定メッシュ情報の提供も行っているところでございます。

次に、がけ崩れ危険住宅移転促進事業についてでございます。この事業は、平成18年度から導入しているもので、がけ崩れ危険箇所からの住宅移転を支援する事業であり、既存の国の補助制度であるがけ地近接等危険住宅移転事業 ― 通称がけ近事業を利用する移転住宅に対して、県が上乗せ補助して支援する事業でございます。これまで釜石市や大船渡市、二戸市等の8地区12戸の移転実績がございます。利用には、記載にあるような採択要件を満たす必要があり、また補助内容は表のとおり、国のがけ近事業では建物助成費など最大484万円の補助が受けられますが、さらに県の移転促進事業を利用することで、除却費や移転の費用など最大582万円の補助があり、合わせて最大1,066万円の補助が受けられるものでございます。

6 ページをごらん願います。土砂災害ハザードマップについてでございます。ハザードマップの作成は各市町村が行うこととなりますが、作成に必要な基礎資料を県が取りまとめまして、市町村に資料提供しているところでございます。これまでにハザードマップを作成した市町村は9市町村でございますが、先ほど御説明した土砂災害警戒区域等の指定に合わせて作業を進めていく必要がありますので、連携をとりながら作成作業を支援しているところでございます。

次に、土砂災害防止に係る取り組み状況についてでございます。掲載写真のように、県

や市町村担当者を対象にした研修会、小中学校の生徒を対象にした学習会や現地見学会、さらに一般県民の方を対象にしたパネル展などを行って、土砂災害の危険性や警戒、避難意識醸成のための普及啓発に取り組んでいるところでございます。

7ページをごらん願います。東日本大震災におけるハード、ソフト対策の取り組み状況を御説明いたします。先ほど御説明した通常の土砂災害対策事業のほか、震災対応として、御紹介するような事業を実施しているところでございます。まず、ハード対策の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業——通称地域がけ事業と言われる事業でございます。この事業は、激甚災害において導入可能なものであり、震災により住宅地斜面の擁壁等が大きく被災する事例が発生したことから、その復旧を支援するものでございます。本県においても、二戸市と一関市の2地区において採択されまして、復旧工事を実施しており、写真は2地区のその被災状況でございます。

もう一つ、震災対応として緊急避難路整備事業を実施しています。これは、社会資本総合交付金の効果促進事業を活用しているものであり、直接的な土砂災害対策ではございませんが、今回の震災において、急傾斜地崩壊対策事業で設置した管理用通路が住民の避難路として活用されたことから、今後の復興まちづくり計画に合わせて、既存の急傾斜地施設に避難用の階段等を整備するものでございます。平成24年度は釜石市、大船渡市の2地区で整備し、今年度は大船渡市の1地区で整備予定でございます。

8ページをごらん願います。ソフト対策の復興まちづくり計画での取り組みとして、沿岸部に係る土砂災害危険区域の見直しを行っております。被災した沿岸市町村におきましては、復興計画策定に伴いまして、高台移転等のための山麓や山間部等の新たな土地利用が生じているところです。このため、震災発生後に新たな土地開発が見込まれる地域における、土砂災害危険箇所の抽出調査を行っております。この調査結果は、沿岸各市町村に直接説明し、資料提供をしまして、高台移転等の具体的な計画策定に当たって留意していただき、危険箇所を回避した計画とするよう要請したところでございます。

もう一つ、仮設住宅に係る警戒避難の取り組みとして、仮設住宅箇所に対する土砂災害調査を行っております。これは、仮設住宅が建設された箇所に、土砂災害の危険性がないか調査、確認したものでございます。建設適地がなかなか見つからなかったこともあり、土砂災害危険箇所に建設された仮設住宅もあります。このような箇所の入居者、そして関係市町村に対しまして、危険箇所である旨を周知するとともに、警戒避難体制の整備をお願いしたところでございます。また、入居者の警戒避難の一助とするため、仮設住宅の一角に雨の量をはかる雨量計を設置しまして、活用していただけるよう対策をとった箇所もでございます。写真では、宮古市の仮設団地への設置事例を紹介しております。

9ページをごらん願います。最後になりますが、今後の展開と課題につきまして御説明いたします。まず、ハード対策の推進方針としましては、資料に記載しているとおりでございまして、記載の5カ所を優先して取り組んでまいります。1つは、過去に被災履歴がある箇所や火山の影響がある箇所、2つ目は老人福祉施設などの災害時要援護者施設のあ

る箇所、3つ目は避難所がある箇所、4つ目は学校、病院などの公共施設がある箇所、5つ目は官公庁などの防災拠点がある箇所でございます。継続箇所への集中投資によりまして早期の効果発現を図りながら、順次新規箇所にも着手していくこととしております。また、ソフト対策の推進につきましては、記載のとおり、防災教育や災害時要援護者対策、そして情報伝達等に一層取り組んでいく必要があると考えており、先ほど御説明したようなソフト対策を通して取り組んでいくこととしております。そのためには、砂防ボランティアや防災関係NPOと行政及び関係機関、団体との一層の連携が必要であると考えているところでございます。

○**嵯峨老朗委員長** 続きまして、河川の堆積土砂による影響と対策について、説明を求めます。

○**八重樫河川課総括課長** それでは、河川の堆積土砂による影響と対策について、配付しております資料をもとに説明させていただきます。

まず、目次でございますが、大きく1番、2番としまして、1番が洪水に関すること、2番が河川の土砂堆積に関することという項目立てで説明させていただきます。

1洪水に関すること、(1)頻発する集中豪雨の状況でございますが、土砂堆積のもととなる土砂崩壊等の原因となる降雨の状況でございます。こちらのグラフは気象庁のデータから移記してきたものでございまして、この上のグラフは、1時間の降水量が50ミリ以上の降水の発生回数1,000地点当たりのデータをとったものでございます。1975年から2013年まで、ごらんのように、緑の回数頻度が右側に行くにしたがって多くなっている。これを統計的に見ますと、赤い直線のように、近年やはりその回数がふえているという状況がございます。

それから、同じく下のグラフは、1時間の降水量が80ミリ以上の降水の発生回数をあらわしたものでありまして、これにつきましては、近年、過去よりもその発生頻度が上がっているという状況がございます。

めくっていただきまして、本県におきまして、このような局地的に強い雨がたびたび発生しております。その結果として、写真に示しましたとおり、平成22年7月17日の豪雨では、岩手町の北上川に洪水氾濫被害が生じております。同じく岩手町の横沢川についても写真のような河岸決壊、流木の障害による氾濫等が生じております。それから、下の段に行きまして、次の年の平成23年6月24日には西和賀町の和賀川において、同じく9月17日から22日におきましては、二戸市、一戸町の馬淵川において氾濫の被害が生じております。

次のページでございますが、平成25年7月26日には、一関市の砂鉄川において河川が増水しまして、この写真にあります青い線で囲んだ区域が、大きな氾濫被害を受けております。それから、下のところはその地域の洪水痕跡を示した写真でございます。さらに8月9日には矢巾町の岩崎川において氾濫が生じまして、矢巾町内の新興住宅街に大きな被害を及ぼすことになってございます。

下のページに行きまして、2河川の土砂堆積に関することということで、まず土砂の発生と堆積のメカニズムを簡単に申し上げます。山地部において、先ほどの豪雨等によって崩壊、地すべり、土石流の発生等がございます。それが土砂発生の主な原因となるものがございます。一般的にその下にダムが築造されている場合がありますけれども、ダムにおいてはそういった土砂を一時的にキャッチして、堆砂という現象で土砂をためる効果がございます。それから、平野部におきましても、河岸決壊等による土砂発生があります。河道における土砂の堆積及び河床低下や局所洗掘による被害も生じるおそれがあります。土砂の堆積の影響としましては、端的に流下能力が減少するということと、生態系や河川利用への影響があるということ。下流の海岸部に行きますと、河口閉塞による流下能力の低下、生態系、景観、海浜利用への影響等が挙げられるところでございます。

ページをめくっていただきまして、土砂堆積量の推定ということで記載させていただきましたが、これはあくまで試算でございます。まず、右側の計算について説明いたしますが、1比堆砂量という項目がございます。これは1年間、1平方キロメートル当たりどれぐらいの土砂がダムにたまるかという数値でございます。岩手県の県営ダムの平均的な数字から持ってきますと、170立米ほどになります。それからダムでは、ダムの上流の土砂を一時的にキャッチいたしますので、県全体の面積から全てのダムの流域面積、4,400平方キロメートル余りを差し引いた値、1万900平方キロメートルに、発生源となるであろう森林面積の割合77%を掛けまして、発生源は8,400平方キロメートルとなり、比堆砂量とその面積を掛け合わせますと、年間143万立米ほどの土砂の発生があるのではないかと試算でございます。県管理の河川面積割合を概算しますと、およそ75%程度で試算されますので、県管理区間での堆砂量の総量としてはおよそ100万立米程度ということも推察されますが、これはオーソライズされた数字ではございません。

下の段に行きまして、土砂堆積の現状でございますけれども、河川の土砂堆積は中小洪水があるたびに県内広範囲に堆積をいたします。写真のとおり、こういった河道内に土砂が堆積する状況がございます。過去に県で堆積土砂の調査を実施したところでございますが、土砂堆積の量はおよそ28万立米という数字が残されております。これは、県庁舎約3杯分ということになります。特に平成25年7月26日、8月9日の豪雨時には、従前からの堆積と今回の豪雨によりまして、上流から運ばれてきた土砂がまた堆積してございます。②番目が今次の洪水による土砂堆積状況の写真を示してございます。

次のページになりますが、土砂堆積の影響につきましては、大量の堆積土砂が流下断面の阻害となりまして、洪水時には付近の田畑、宅地等への浸水危険性が増すこと、農業用水の取水施設に支障を来す場合もあること、水位が上がることによって、この写真のとおり河川管理施設である護岸等への災害にもつながるといような影響がございます。

下の欄でございますが、堆積土砂対策の課題についてでございます。まず、自然環境への影響ということで、掘削に係る濁水発生により、動植物の生息環境への影響を考慮し、掘削できる区域については、範囲、期間が限定されるということがございます。具体的に

はできる限りみお筋に手をつけないことや、漁期等に配慮が必要だということがあります。次に状況の把握でございますが、土砂堆積状況は大雨、洪水のたびに常に変化しておりますことから、常時全体の状況を把握することは困難であるということがございます。次に、残土処理でございますが、堆積土砂の残土処理場が近距離に見つからない場合が多くなっておりまして、運搬費用がかさんでくるという状況がございます。

次のページでございますが、実は河川の中の民有地というものがございまして、土砂堆積箇所が河川の中の民有地である場合がございます。それらが境界未定や所有者不明用地である場合があります、なかなか手をつけられないという場合もあります。

次に、予算でございますが、堆積土砂撤去に係る費用は、国費補助のメニューがありませんことから、県単独予算の河川維持修繕事業の中で対応している状況でございます。本事業においては、あわせて河川の草刈りや立木伐採等も行っているところであります。河川維持修繕事業の予算の推移につきましては、掲載しておりますグラフのとおり、過去よりは相当充当していただいて対策をしているところでございます。

課題解決に向けて、につきまして掲載しております。自然環境への影響につきましては、動植物の専門家、地元有識者より助言をいただきながら掘削規模を決定してございます。通常水が流れていないところで、動植物の生息環境に影響が少ない箇所を掘削するようにしております。状況の把握につきましては、河川パトロールを月2回実施してございます。また、地元の皆様からの要望を常に整理しております。地元沿川の土地利用状況の変化の把握のため、沿川の宅地や商業施設等の資産状況などをつぶさに観察してございます。大雨、洪水後に集中的パトロールによる形状の変化も観察することとしております。それから、残土処理につきましては、公共事業への有効活用等を図るということで、発注機関調整を綿密に行ったり、特に沿岸部では復旧復興資材への活用、津波対策施設の盛り土や生コン施設への活用等も進めてございます。それから、河川内の民有地につきましては、堤外民地における権利調整を今後とも継続してまいります。最後の対応につきましては、予算的な対応としましては、限られた予算で効果的、効率的な対応を図るために、直近の被災状況など、緊急性を勘案した対応ですとか、あるいは民間への砂利採取の促進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上のことを勘案しながら、今後とも土砂堆積箇所の状況を把握して、緊急を要する箇所から順次早急に対応してまいることとしてございます。以上で土砂堆積の現状と対応についての説明を終わります。

○**嵯峨孝朗委員長** ただいまの説明に対し、質疑、意見等はございませんか。

○**及川幸子委員** 大変御苦労さまでございます。まず、最初の説明の中の、今後の展開と課題というのが大変重要だと思います。ハード対策とソフト対策のうちソフト対策の中で、関係機関との連携、国、県など、関係機関が連携した訓練とありますけれども、これが大事だと思うのですが、今の時点ではどのような動きでなされているのか御説明いただきたいと思います。

○加藤砂防災課総括課長 現時点では、国等と連携した訓練と申しますと、例えば火山関係の活断層にまさに入っておりますけれども、そういった火山噴火時の避難対応の訓練といったものも、いずれ国と連携しながらやっていく必要があると考えております。

○及川幸子委員 それと同時に、予算ということが大変大きな問題だと思うのですが、予算要求はどのようにしているのか、常にやっていかなければならない問題だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○加藤砂防災課総括課長 予定としてセットされている訓練等におきましては、事前に予算確保した上でその取り崩しというふうになりますし、あとはそれ以外で必要になる訓練等については、随時予算確保を図りながら進めていくというふうになります。

○及川幸子委員 そうしますと、関係自治体と県との関係ですが、今は市町村とはうまくなさっているということですね。大分大きな被害が出ましたけれども、関係自治体との取り組みについてはいかがでしょうか。

○佐藤県土整備部長 2ページの資料をごらんいただきたいのですが、砂防関係の県予算推移ということで先ほど御説明いたしましたように、近年は20億円前後で推移してきているということでございます。これが何で決まっているかと申しますと、県全体の予算の中から、結果的にこういう形で土砂災害、砂防関係の予算を確保しているということでございます。これをベースに市町村と調整しながら、市町村の負担金をいただく分については、事前にこういう形でやっていきますよということで調整しながらやってきていまして、そういう意味では市町村との連携はとれていると思っております。

ただ、一方で、本当に必要な土砂災害箇所を、必要なスピードでやれているのかというところについては、決して十分ではないと思っております。そこについてはやはり、ハード対策だけではなかなか難しいところがあるので、ソフト対策も組み合わせながら、まずは人命が失われないような対応をしていくということが大事になると思っております。

○及川幸子委員 常に緊迫した関係でなさっているということで敬意を表すのですが、2つ目の説明の中で、一番重要なところ、地元からの要望の整理というのが大変難しいと思うのです。こういう大雨被害は生まれて初めてだということもお聞きしました。先日繫温泉の旅館の泥上げのボランティアに行ってみましたが、テレビや新聞等の報道で見るよりも、実際に見ますと大変な状況下に置かれていると思います。やはり地元の要望というのは強くなってくるとは思いますが、今の地元の要望について、どのようになっているかお聞きしたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 7月26日の雨では、一関市の東磐井——旧東山町のところですね、そちらの被害が甚大で、即刻一関市から、県と国への要望ということで、要望書を頂戴しております。今回の洪水の原因分析と、台風期を前にした緊急的な対策ということで要望を受けてございまして、それについては今順次進めているところでございます。市とも常に情報交換や、行き来をしまして、協議しながら進めさせていただいております。また、国とは、そういった分析等の調整、相談もしてございまして、今進めているところであ

ります。

それから、8月9日の雨につきましては、雫石町、矢巾町、紫波町、盛岡市からですが、要望をいただいております。雫石町につきましては、雫石川の溢水箇所や決壊箇所もあります。そういったところの必要な緊急対策につきましては、今実施しております。

矢巾町につきましては、氾濫した岩崎川 ― こちらは今河川改修事業が入っているところでございましたが、こういった被害を受けて、これらの早期完成と、まだ計画期間内である区間への事業の延伸、この辺も含めて、国と矢巾町を交えて相談してまいっているところでございます。

それから、紫波町につきましても、決壊、護岸の早期復旧等につきまして、今進めているようなところでございます。

○**嵯峨老朗委員長** ほかに、ただいま説明いただいた二つの項目について、質疑、意見等はございませんか。

○**柳村岩見委員** 河川内の民有地の権利調整について御説明されましたが、そのことについて質問します。1級河川の状況、あるいは2級河川やその他小さい川の状況とそれぞれ違いますけれども、この話というのが基本的にどうなっているかをお尋ねしたいですし、国との関係においても、それこそ権利調整という範疇の中で、この話は深化していますか、それとも今も昔とすっかり同じで、にっちもさっちもいかない話ですか。

私が願っているのは、やはり少しずつ変わっていかざるを得ないし、解決をしていかざるを得ないし、河川内の民有地の場合は、権利というのは調整されなければならない。調整されない状態で権利があるとか、ないとかということでは存在するというのは、結局河川整備や維持管理ということを考えたときに、障害になる話なのです。ですから、河川内民有地の権利調整というのはこのように深化していて、年々こういうことになっていって、昔に比べたら随分河川の管理がやりやすくなったのですよという話になるのかならないのか。難しい法律の裏づけではなくて、実感としてどうなのでしょう。

○**佐藤県土整備部長** 河川の特長は、道路と違ってもともと自然にそこにあるということです。長い歴史の中では、氾濫を繰り返したりして流れる位置が変わったりするという、非常に管理上の難しさがございます。そういう中で、我々がどういうことをしてきたかと申し上げますと、そういうところは、きっちり買収しながら河川改修をやってきております。ですから、一定の改修が進んでいるところについては、権利関係は大体整理されている。一方で、もともと川が流れていたところで、公図を見ていくと、川があって、そのすぐ隣に民地があったりして境界がよくわからない、あるいは所有者がわからないというところも一定割合あります。そういうところについてはなかなか事業が入らない、事業が入らないと強制土地収用もできないということで、改善がなかなか進まないというところがございます。ここで言っているのは、河川改修した大きな川の中でも、流路のそば、もともとの川の中で余りいじっていないところについては民地が残っていたりする、そこに土砂が堆積すると、人の土地なので、勝手に掘削できないという課題があるということ

です。それについて県としましては、河川内の土地については、ある程度計画的に整理しながら河川用地にしていくという取り組みも進めておりますけれども、その経緯の難しさから、正直スムーズに進んでいるわけではないというところがございます。ただ、河川改修を重ねながら、そういうところの解消に努めているという状況でございます。

○柳村岩見委員 河川の成り立ちの中では大体そういう状況だと思います。ところが、実際は河川内民有地の場合は、おのずと何らかの制約がかかるものという解釈ができるのです。河川の中にあろうとどこにあろうと俺のもので、俺の権利はこうだぞという話を河川内にありながら言うということについてはどうかと思います。いろいろな河川内の利用、例えば国が管理している河川の中のそういう部分を、運動場で使わせてもらうとか、自由広場として使わせてもらうとか、今はミニゴルフ場とかグラウンドゴルフ場やパークゴルフ場という利用の仕方は、南に行けば行くほどあるのだそうですが、もともと河川内民有地というのは規制を受けるものです。例えば法律の中では、家を建ててはいかんとか、基礎をつくったら構造物をつくってはならぬとか、いろいろあるわけで、各都道府県の県土整備部で、そういうことへの障害をお互いに整理整頓していくことだと思います。まさしく権利調整をされて、仕事が年々やりやすくなっていくのだという方向性が見えないと、皆さんがいつも非常に同じ苦勞をされているということではいけないので、私も一議員として頭に入れておきますが、どうか皆さんも、こういうところはこういうふうに解決されないと仕事がやりにくいと、別に人の権利を奪うわけではないのだから、この程度は権利調整されるべきだということについて、発言をして集約させて、都道府県の中でこういう問題についてどうだという話になっていくように願っております。その辺を、お互いに言うときは言わなければならないだろうと思います。苦勞されていると思いますが、そういった点に留意してお願いをしたいと思います。答弁は結構でございます。

○佐々木朋和委員 土砂堆積についてお聞きをしたいと思うのですが、資料の8ページです。これが支障を来す場合があると、また災害にもつながるということで、今回の水害の原因がこうだというのではなく、一般論という形で示しているのか、お聞かせをいただきたいのと、県が堆積土砂の管理を県単で行ってきたということ、全体で県庁舎3杯分の土砂があるという中で、年間どのぐらいの堆積土砂を撤廃してきているのか、イメージで結構ですので、そういうところの現状を教えてくださいと思います。

○八重樫河川課総括課長 8ページに示している写真は、一般的な土砂対策の状況でございます。川の流れはいろいろありますが、屈曲する場合に河川の内側のカーブの流速が遅くなりますので、そこに洪水の中に流れている土石が沈降して、写真でいえば左側ですが、こういった砂州を徐々につくってきているということで、1回の洪水が終わって、明らかに前よりも膨大な土砂がたまったという場合もあるのですが、中小洪水のたびにこうした土砂が積み重なってきますので、ある時点で明らかにこれが大変だ、という認識にはなりづらいところがあります。ただ、経年的に、あそこはやっぱりたまって草が生えてきたなというような状況がある時点で認識されますので、そういうところから河道掘削が具体的

に始まっていくというのが実態だと思っております。

それから、掘削土砂の数量につきましては、正確なところを把握していないのが実態ですが、10ページに予算のグラフをお示ししてございます。平成25年度につきましては、県土整備部で所管しております土木部土木センターが14カ所あるわけですが、それら全てを合計して7億7,000万円程度だと。これが全部土砂堆積掘削に使用できるわけではなく、草刈り、施設——水門やゲートの維持修繕、流木の処理等々も入っておりますので、この中の何割かが土砂掘削に充てられていると考えております。残土運搬処理等を考えますと、1立米大体数千円かかってしまいますので、できる範囲は限られていると考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。これから水害の原因究明をしていく、また全国的にゲリラ豪雨も起こっているという中であって、これから堆積土砂の処理を県単だけではなかなか、という部分もあると思います。国庫補助メニューがないということがこれから問題になると思いますので、今後、原因究明とともに、国にこの点もしっかりと申し入れていかなければならないと思うのですが、そのおつもりはあるかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

○佐藤県土整備部長 基本的には、維持関係については、河川に限らず、それぞれの管理者が責任を持ってやっていくという体系の中で、現在の事業メニューが構成されているところであります。ただ、一方で、今委員御指摘のように、最近の雨の降り方を見れば、一気に土砂が出てくるというような被害もございます。それらについて、実は補助のメニューがあるというか、一定の要件——降水量が80ミリ以上とか、そういうことを前提に、河道の断面積の3割を超えるような堆積があった場合には、公共土木施設の災害復旧でできるという仕組みもございます。それらを活用しながら、適切な維持管理に努めていくことを基本にしているところですが、こういう土砂災害への対応について、管理費の割合を非常に大きく占める状況になってくるようであれば、やはり国に、補助制度の創設等の要望をやっていくことも必要だろうと考えております。

○小野寺好委員 この際聞いてみたいと思うのですが、11ページあたりです。国なり県管理の河川で、粒のそろったいい砂や砂利がとれて、商売として売っているような例というのはあるのでしょうか。

あともう一つ。20年くらい前に河川法が改正になったとき、環境という観点が出てきて、とにかくばつと水を流すだけではなくて、環境というものに留意しなくてはならない、そういった観点からか、中州のようなものが非常にふえてきているのではないかと思います。場合によっては、柳などの木も非常に大きくなっていますが、ああいうものには手は出せないのでしょうか。動植物などがいるから大変なのでしょうけれども、その辺が疑問ですので、お聞きしたいなと思っております。

○八重樫河川課総括課長 まず、河川内の土砂、砂利、砂。こちらは先ほど予算上の話で、砂利採取5カ年計画の積極的な活用という項目で、12ページにお出ししておりますが、こ

れらは砂利組合等の民間団体が、有料でこういった掘削計画をしまして一般に売却するという仕組みであり、これによって公費が節約されまして、民間活動でそういった河積を確保していくことが可能になるということでございます。

東日本大震災以来、沿岸の河川においては、この掘削量が、それまでの土地と比べまして非常に多くなっておりまして、これは、生コンの骨材材料などに積極的に活用されているという状況だと承知しております。ただ、環境対策につきまして、河道内の立木等につきましては、基本的に成木になる前に、切れるときに切っていくということで対処しておりますが、環境的に議論になる前に対処していくというのが、まずはセオリーかと思っております。ただ、直轄河川等では、かなり生育した樹木等が生息しているところもあり、そうすると林地扱いとか、やはり環境的な検討というものも出てくると思いますので、そういった場合は、環境サイドの有識者等の意見も踏まえながらの対応になってくる場合もあるかと思っております。県では、まず妥当な時期に、もともと生えていなかった状況に復するというように対応してまいりたいと考えております。

○**小野寺好委員** さっきの、骨材として売っているというお話なのですが、その収益は一般財源に入っているのでしょうか、それとも土木関係だけで回せるような仕組みになるのでしょうか。

○**八重樫河川課総括課長** 県では一般財源となり、土木に直接的に回ってくるような仕組みにはなってございません。

○**小野共副委員長** 資料1ページの土砂災害対策の件の課題について、危険箇所数1万4,348カ所のうち、人家5戸以上が4,000カ所以上ですね。これは、移転とか、のり面整備とか、ダムとか、対処の方法がさまざまあると思いますが、例えば人家5戸以上の危険箇所を全部処理するのに何年ぐらいかかって、県、市町村含めてどのぐらいの予算が必要なのか。計画のようなものがあって、その計画どおりに進めているものなのかどうかというところを聞かせてください。

○**加藤砂防災課総括課長** ただいまお話のありました人家5戸以上の箇所——全国的な基準といえますか、この数値を目安に事業を導入しているわけでございますけれども、今御指摘ありましたとおり、残りの箇所がかなりあるということでございます。この箇所が全て完了するまでにはかなりの費用と期間がかかるということでございますが、実際のところ全体で幾らかかるかという数値は把握してございません。したがって、4,200カ所弱を、これから何年間でどう整備するといったところも、現実としてはない状況でございます。それで、先ほど申し上げましたように、例えば弱者関連施設がある箇所とか、そういった場所から順次優先して進めていくという状況でございます。

○**小野共副委員長** 今最後の答弁にありましたけれども、優先順位ですね。全体でどのぐらいの期間が必要なのかというのはわからない中で、では何を優先して補助していくのかといった話になっていくのだらうと思います。今回の震災を機に、まちの中で人口密度の高いところが移動していますので、今までの危険地帯が、実は早急に整備する必要がなく

なったとか、まちの構造も変わってきていますので、そういったことも踏まえて、今回の計画なり、優先順位なりというのが変わっていくものなのだろうと思います。優先順位をきっちりと定めて、計画性を持ってやっていただきたいと思います。県土整備部長お願いします。

○佐藤県土整備部長 津波被災地復興まちづくりにかかわる土砂災害対策についてのお話かと思えます。私どもがこれに対してどのように対処してきたかと申しますと、資料8ページの上段をごらんいただきたいのですが、沿岸部に係る土砂災害危険箇所の見直しということで示しておりますけれども、高台移転、あるいは盛り土をして、その上に新しい宅地をつくっていくということで、今まで危険箇所として特に示していなかったところに住宅ができていくということがございます。そういうところだと知らないでつくってしまうと、いつか土砂災害に遭う、あるいはさまざまなハードの対策を後追いでやっていかななくてはならないという状況になりますので、そういうことがないように、まちづくりの前の段階で、該当する市町村に、危険箇所として見込まれるところについては事前に周知、情報提供しております。ですから、まず土砂災害に遭わないようなまちづくりを計画していただくということで調整を進めてきております。ただ、一方で、例えば釜石市で申し上げますと花露辺ですが、全く選択の余地がない、土砂災害の危険性があるとすれば、ここしか公営住宅等を建てるところがないという場所も中には出てきます。そういうところについては砂防事業を入れて、ハード対策も進めながらやっていくというやり方で進めてきております。

○嵯峨耆朗委員長 河道掘削というのは予算があればやるのですか。ないからやらないのですか。

○佐藤県土整備部長 河川管理を担当した者は皆同じように悩んでいるものでございますが、あればやったところで、現実には、先ほどの資料でも申し上げましたが、毎年膨大な土砂が堆積します。あれを毎年とり続けて、河川改修したばかりのようにきれいな断面を維持しようと思ったら、とんでもないことになってしまうのです。ですから、やはり、日常的な管理をしながら、あるいは地元の御要望をお聞きしながら、後追いになってしまうのですが、ここはやらないとだめだ、というところをやるという対応が現実的かと思えます。決して十分とは思っておりませんが、計画的、先取りの対応はなかなか困難だと思わざるを得ないところであります。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ほかになければ、これをもって土砂災害対策の現状と課題について及び河川の堆積土砂による影響と対策についての調査を終了いたします。

この際、執行部から平成25年7月26日から28日及び8月9日の大雨、洪水による被害状況について発言を求められておりますので、これを許します。

なお、お手元には、明日開催されます県政調査会で配付される予定の資料をお配りして

おりますが、県全体の被害状況につきましては、明日の県政調査会において説明がござい
ますので、本日は所管事項に係る被害状況についての説明となります。あらかじめ御了承
願いたいと思います。また、保健福祉部の所管に関する事項となりますが、正誤表が配ら
れております。あわせて御了承願いたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

○及川河川港湾担当技監 平成25年7月26日から28日及び8月9日の大雨、洪水による県
土整備部関係の被害状況について御説明を申し上げます。お手元に配付しております資料
により説明させていただきます。

まず、7月26日から28日にかけての大雨、洪水に係る土木施設等の被害状況についてで
ありますけれども、右上に資料1と書いてある資料の5ページをお開き願います。土木施
設等の被害状況でございますけれども、被害は県全体で10市町村に及んでおりまして、486
カ所、約36億円の被害額となっております。去る8月6日の本委員会で報告いたしました箇
所数、金額から、61カ所、約5億円の増となっております。これは、調査の進展に伴い、
新たな被害箇所が確認されたことや、被害箇所の精査により被害額が増となったものであ
ります。

次に、7ページのA3判の資料をお開き願います。被害状況の写真と市町村別箇所数を
示していますが、一関市内がもっとも多く、県管理施設71カ所、市管理施設203カ所となっ
ています。ほかに7ページには、主な土木施設ごとの被害状況及び現時点の対応状況を示
しています。

まず、道路施設関係の被害状況及び対応状況であります。のり面崩落や路面冠水など
の発生によりまして、一般国道342号など、25路線38カ所の全面通行止め規制を行いました
けれども、8月23日までに全ての全面通行止めを解除しています。写真番号②の国道342
号、一関市花泉町金沢地内では、のり面が崩落し、全面通行止めとなりましたけれども、
土砂を撤去し、8月1日に通行可能となりました。写真番号③、同じく国道342号、一関市
花泉町金沢地内では、路面が冠水し、全面通行止めとなりましたけれども、7月27日に通
行可能となりました。写真番号⑥の主要地方道江刺室根線、一関市大東町鳥海地内では、
片側車線が決壊し、全面通行止めとなりましたけれども、応急工事を行い、片側交互通行
に規制を切りかえ、現在も継続しています。

次に、河川関係であります。写真番号①の1級河川曾慶川についてであります。大
雨に伴う出水により、河岸が側方侵食を受けたものです。写真番号⑤の2級河川矢作川に
つきましても、既設護岸が決壊し、側方侵食を受け、小屋の基礎が一部流失するなどの被
害を受けています。今後の降雨による二次被害の可能性もあることから、緊急的に大型土
のう積みにより応急工事を完了しています。なお、8ページには市町村ごとの被害状況の
一覧を示しております。

続きまして、8月9日の大雨、洪水に係る土木施設等の被害状況についてでありますけ
れども、資料2の6ページをお開き願います。土木施設等の被害状況につきましては、被

害は7市町村に及んでおり、県全体で510カ所、約95億円の被害額となっています。

資料の9ページから11ページに、地区ごとの主な被害状況の写真と対応状況を示しています。まず、道路施設関係の被害状況及び対応状況であります。9ページをごらんください。のり面崩落や路面冠水などの発生によりまして、一般県道国見温泉線など15路線、20カ所の全面通行止め規制を行い、現在一般県道矢巾西安庭線など、2路線3カ所で全面通行止めを継続しています。写真番号①及び②、一般県道国見温泉線では、のり面崩落や路肩決壊などの発生により全面通行止めとなりましたけれども、土砂撤去、応急工事が完了し、片側交互通行に切りかえています。写真番号③から⑤、一般県道盛岡鶯宿温泉線では、路肩決壊やのり面崩落などによる全面通行止めとなりましたけれども、土砂撤去、応急工事が完了し、全面通行止めを解除し、片側交互通行に切りかえています。写真番号⑥及び⑦、一般県道紫波雫石線では、落橋のため、全面通行止めを継続しています。写真番号⑧から⑪、一般県道矢巾西安庭線では、のり面崩落や倒木等によりまして全面通行止めとなり、その撤去作業を継続して行っているところです。そのほか写真番号⑫、⑬のように、路面冠水のため全面通行止めとした箇所は、現在は通行可能となっています。

次に、河川関係の被害状況及び対応状況であります。10ページをごらんください。写真番号①、1級河川雫石川についてでありますけれども、大雨に伴う出水により、河岸が側方侵食を受けたものです。今後の降雨による二次被害の可能性もあることから、左岸側の河道掘削を行い、みお筋を左岸側に切りかえたほか、国土交通省岩手河川国道事務所の協力によりまして、根固ブロックを設置しているところです。写真番号⑦、1級河川太田川につきましても、設置堤防が約70メートルの区間において決壊したことから、大型土のう積みにより応急工事を完了しています。写真番号⑨、1級河川岩崎川につきましても、橋梁に流木がひっかかり、流下断面が不足したことから、右岸堤防が約15メートル区間において決壊し、浸水被害が発生いたしました。この区間につきましても、流木撤去と大型土のう積みによる応急工事を、築堤の復旧工事についても完了しています。資料につきましては施工中となっております。おわびいたしますとともに、完了と訂正をお願いいたします。

次に、土砂災害関係の被害状況及び対応状況でございますけれども、11ページをごらんください。写真番号⑥、花巻市の亀ヶ森では、がけ崩れで死者1名、写真番号⑦、盛岡市乙部荒久で負傷者5名の人的被害が発生しています。そのほか盛岡市繫地区や紫波町新在家地区等においても、土石流やがけ崩れにより家屋被害等が多数発生しています。これらの箇所については、二次災害を防止するため、既に各施設の管理者等において、土砂や流木の撤去等を行っています。今後につきましては、おのおの被災箇所について、関係部局と細部の調整を行いながら、対応を検討していくことにしています。なお、12ページには、市町村ごとの被害状況の一覧を示しています。

以上で報告を終わります。

○嵯峨老朗委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かございませんでしょ

うか。

○**及川幸子委員** このように大変な被害状況が報告されましたけれども、こういう中において、各地域から要望があると思うのですが、それに対してどのように対応なさっているのかお伺いします。

○**佐藤県土整備部長** 今御説明いたしましたとおり、被災状況が多様でございます。各市町村などから、制度の改善、あるいは応急にすぐこれが欲しいというような、さまざまな御要望をいただいております。制度改善等については、基本的に要望対応という中で応えさせていただいておりますし、個別の応急対応あるいは具体的にどういうことかわからないようなことも中にはあるのですが、それらにつきましては、県の広域振興局土木部、土木センター等が、個別に市町村に伺ったり、あるいは現地に伺って、必要な応急対応等をしているという状況でございます。

○**及川幸子委員** そうしますと、やはり国に上げて予算化するのが大事だと思うのですが、その辺の動きはどのようになさっておりますか。

○**佐藤県土整備部長** 現在のところ、よく整理されたと言いますか、体系的な形での要望というものが出てきているわけではありません。さまざま御要望いただいているのですが、それらについて、我々も被災の実態をよく確認した上で、今の制度でどこに対応できないところがあるのかというようなことを整理しながら、これから国に要望していくという状況にあるものと思っています。

○**佐々木朋和委員** ありがとうございます。東日本大震災関連の事業も大変なところ、また災害ということで、本当に御苦労さまでございます。その中で、今、箇所、箇所をそれぞれ丁寧に説明していただいて、一番心配なのは、9月の台風シーズンを前に、二次災害対策というか、応急処置が終わっているかということだったのですが、大体終わっているのではないかという印象を受けたのですが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○**八重樫河川課総括課長** 今般の雨が、7月末、それから8月で、台風シーズンが9月、10月ということで、台風シーズンまで非常に時間がないということでございますが、応急的な措置については、被災地全般にわたって対応させていただいております。

○**佐々木朋和委員** ありがとうございます。

もう一つ別件なのですが、宅地被害についてはこちらの資料でよろしいのでしょうか。

住宅被害は載っているのですがけれども、同じく宅地とか私道とか、やはり今回、個人等の小さいところの被害も結構あると認識をしております。また高齢化が進んでいて、自分では直せないというところも結構あると聞いております。東日本大震災関係では、宅地被害についても措置があったということで、その点の整合性も含めて、これから、小規模な宅地被害や私道の関係の措置をどのようにしていくおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○**田村まちづくり課長** 小規模な被害対策についてでございますけれども、今回の被害は局地的でございます。被災規模の関係で被災者生活再建支援法が適用にならないという

ことから、被災者生活再建支援法の担当部局であります県保健福祉部で、県単独の支援金を支給することとして検討していると伺っております。今回の豪雨で、小規模な宅地などが被災したわけですが、県ではこれまでに、小規模な宅地等について、洪水によって流入した土砂や流木の撤去などの助成を行った例はないと認識しておりますけれども、今回の豪雨による宅地被害の規模や他県の例、被災した市町村での対応状況——対応がされると思いますので、その辺を加味しながら、保健福祉部の支援事業の状況も踏まえながら、検討してまいりたいと思っております。

○小野寺好委員 資料1の2ページ真ん中あたりに、車両が道路陥没箇所転落したとありまして、点線の囲みですが、これが同じ資料1の7ページ⑥番の写真のことなのでしょうか。7ページの⑥番の写真で、軽自動車転落しているのですけれども、もしわかっているならば、これは陥没したところに転落したのか、走っていて急に崩れたものなのか。また、この写真の日付が7月26日の21時53分というのは、はてなと思うのですが、デジカメの時刻設定があっていないということでしょうか。

あと資料2の9ページの写真、明日全員に配られるというお話ですが、国道46号と国道45号の間違いがあるため、全員に配る前に直しておいたほうがいいかと思えます。

○細川道路環境課総括課長 最初にお話のございました7月26日のほうでございます。そのときの人的被害がお二人だったわけで、車両が道路陥没に転落した方が1人で、その箇所の写真は、お話のとおり、資料7ページの⑥の箇所でございます。私どもは、この道路護岸が決壊したところに落ちて、救急車で搬送されたというお話は伺っていますが、陥没と同時なのかなどについては不明でございます。

○嵯峨耆朗委員長 あと、国道45号と国道46号についてはどうですか。

○細川道路環境課総括課長 8月9日のほうでございますが、9ページの左側、②の写真の国道45号からというところは、国道46号でございます。①と②につきましては、国道46号でございますので、申しわけありませんが、修正をお願いいたします。

○小野寺好委員 さっきの日付についてですが、日付はちゃんと慎重にすべきではないかと、ちょっと慎重さに欠けるのではないかと思います。

○細川道路環境課総括課長 日付に関しては、今事情がわかりかねますので、少し調べたいと思えます。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 特に8月の激甚災害指定の状況とか、見通しとかというのは、今の段階でわかるのですか。

○加藤砂防災課総括課長 激甚災害指定に係る連絡は、私どものほうにはないわけですが、局地激甚災害につきましては、災害査定費が確定する年度末に、1年間の災害をまとめて指定することが原則になっています。既に山口県あるいは山形県等で指定されておりますけれども、それにつきましては、査定見込み額が局地激甚災害指定基

準を超えることが明らかな災害ということ、かなり大きな災害ということで、早期局地激甚災害という形で指定されたものでございます。早期局地激甚災害の指定基準は、指定基準を超えることが明らかで、指定基準の2倍を超える査定額が見込まれるという段階で、内閣府で決定されて指定があるということでございます。私どもの県としましては、逐次災害被害額を国に報告いたしまして、情報提供しているというところでございます。早期局地激甚災害の指定の有無にかかわらず、年度末に、1年間の査定事業費によりまして、激甚災害指定の検討が行われるということでございますので、私どもとしても引き続き、適正な災害査定に取り組んでまいりたいと考えています。現時点では、そのような状況でございます。

○**嵯峨孝朗委員長** 参考までに、通常の局地激甚災害の指定基準はどうなっているのか。

○**加藤砂防災害課総括課長** 例えば市町村の場合、局地激甚災害としまして、各市町村の標準税収入の50%を超える査定額が見込まれる場合に指定されるということでございまして、例えば今回の災害で申しますと、雫石町あるいは紫波町におきましては、標準税収入をかなり大きく上回る災害があるということで、国としても、指定に向けて検討していただいているものと思っております。

○**佐々木順一委員** 今の局地激甚災害に関してですが、合併前は各市町村が小さいため、標準税収も少なく、局地激甚災害を適用される可能性も高かったと思いますが、今は合併して、旧市町村単位含めて1つの自治体になっています。市町村の合併の特例に関する法律による特例措置により、5年間は合併前の市町村として適用するという規定がたしかあったと思うのですが、5年するとおそらくそれも失効すると思います。そうすると、市町村の標準財政が大きくなって、税収も高くなっていくわけでありますから、合併しないほうがよかったという話にもなりかねないと思うのです。よって、この点について、もし執行部で問題点をお持ちであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○**佐藤県土整備部長** 委員御指摘の状況にあるということは私どもも認識しております。このことにつきまして、経過年数をもっと延ばしてほしいというような具体的な動きは、私どもも把握しておりませんが、事実として好ましいことではないが、そういうことがあるということは認識しているという状況でございます。

あわせてというか、先ほど及川委員から、今回の災害について、国に対してある程度整理した形で要望していくというお話をいたしましたけれども、それはそれといたしまして、激甚災害の早期指定を受けることによって、市町村は、財源の問題等についてより不安が少なくなるということはあると思いますので、そういうことについて要望してまいります。なお、さまざまな形態の災害が起こっておりますので、技術的な支援あるいは早期復旧のための手続の簡素化等については、既に国に要望しておりますので、あわせて報告いたします。

○**佐々木順一委員** 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律もかなり古く、伊勢湾台風の頃に始まっているわけでありますから、これだけの市町村が合併してしまうと、法律の内容が、なかなか救えない状況になっていると思います。いずれ執行部

で、いろいろな角度から制度改正を求めていかれるべきだと思いますし、また先ほどの被災者支援関係の住宅の関係で、全壊と大規模半壊までは制度的に認められているということであって、今回半壊についても、県レベルで霰石に対応するということではありますが、こういったものも含めて、国に、いろいろな観点から制度改正を網羅してやっていただくことを御要望申し上げたいと思っております。

○加藤砂防災害課総括課長 ただいまの激甚災害指定に関しまして補足させていただきます。今委員がお話されましたように、財政規模の小さい自治体への支援ということでございまして、実は平成23年に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改定がございまして、その中で、それ以前は、市町村の標準税収入の50%以上の災害査定額という一律の基準だったものでございますが、平成23年の改正を受けまして、例えば標準税収入が50億円以下の市町村につきましては、標準税収入の20%を超える災害査定額、50億円を超えて100億円未満の標準税収入の市町村については、50%と20%の中間の査定額が見込まれる場合に指定されるという緩和措置がなされているところでございます。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様には2年間、私たち委員会にいろいろと御指導いただきありがとうございました。改めて心から感謝申し上げます。また、大変な時期でありましたので、それぞれ苦労されたかと思っておりますけれども、これからも御精進願えればと思っております。大変ありがとうございました。感謝申し上げます。部長から一言あれば。

○佐藤県土整備部長 ただいま委員長から、非常に温かい言葉をいただきましてありがとうございました。発災から間もなく2年半になります。この間我々は全力で走ってきておりますけれども、中にはふぐあいもございまして、委員の皆様方に御心配をおかけすることもございましたが、終始一貫温かな御支援あるいは応援をいただいているという思いでやってまいりました。引き続き委員になられるかどうかは分かりませんが、引き続き一生懸命やっていきますので、御支援をお願いいたします。ありがとうございました。

○嵯峨耆朗委員長 執行部の皆様は退席されて結構でございます。御苦労さまでした。

委員の皆様には委員会調査について御相談がございまして、少々お待ちいただきたいと思っております。

それでは、委員会調査についてお諮りします。当委員会の9月の県内調査についてでございますけれども、お手元に配付いたしております平成25年度県土整備委員会調査計画（案）のとおり実施したいと思っております。本日御説明いただきました地域の被災箇所を調査したいと思っております。詳細については当職に御一任いただければと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたします

ので、御参加をお願いしたいと思います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。